

I はじめに

1 計画策定の目的

奈良県の人口に占める高齢者の割合は、これまでの約 5 人に 1 人から、15 年後には約 3 人に 1 人となり、急速に高齢化が進むと予想されます。

また、今後の 5 年間についてみると、いわゆる団塊の世代がそろって高齢期を迎え、社会的弱者という従来の高齢者のイメージとは異なる、新たな高齢者の層が生まれるものと考えられます。一方で、介護サービスなどの支援が必要な高齢者も、75 歳以上の人口の増加で一層増えることが予想されます。

このような世代構造の変化の時期に、奈良県の高齢者の生活の現状に即し、高齢者が安心して日常生活を送ることができる暮らしやすいまちづくりを目指して、現役世代や家族も対象とした総合的な対策を整理し、県民や様々な関係機関のみなさまと問題意識を共有し、解決に向け協働して実践していくことが本計画策定の目的です。

2 計画の位置づけ

老人福祉法第 20 条の 9 に基づき、奈良県が策定する老人福祉計画にあたります。

3 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

この計画の作成にあたっては、「奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会」を設置し、学識経験者、保健・医療・福祉の各分野の関係団体、議会、市町村、住民の各代表者から幅広い意見を聴きながら、計画の策定を進めました。

(2) 関連部局との連携

本計画が総合的な健康長寿対策、暮らし向上対策となるよう、庁内に「奈良県高齢者福祉計画策定に係るワーキンググループ」を設置し、関連部局と連携して実態調査の実施及び計画の作成を行いました。

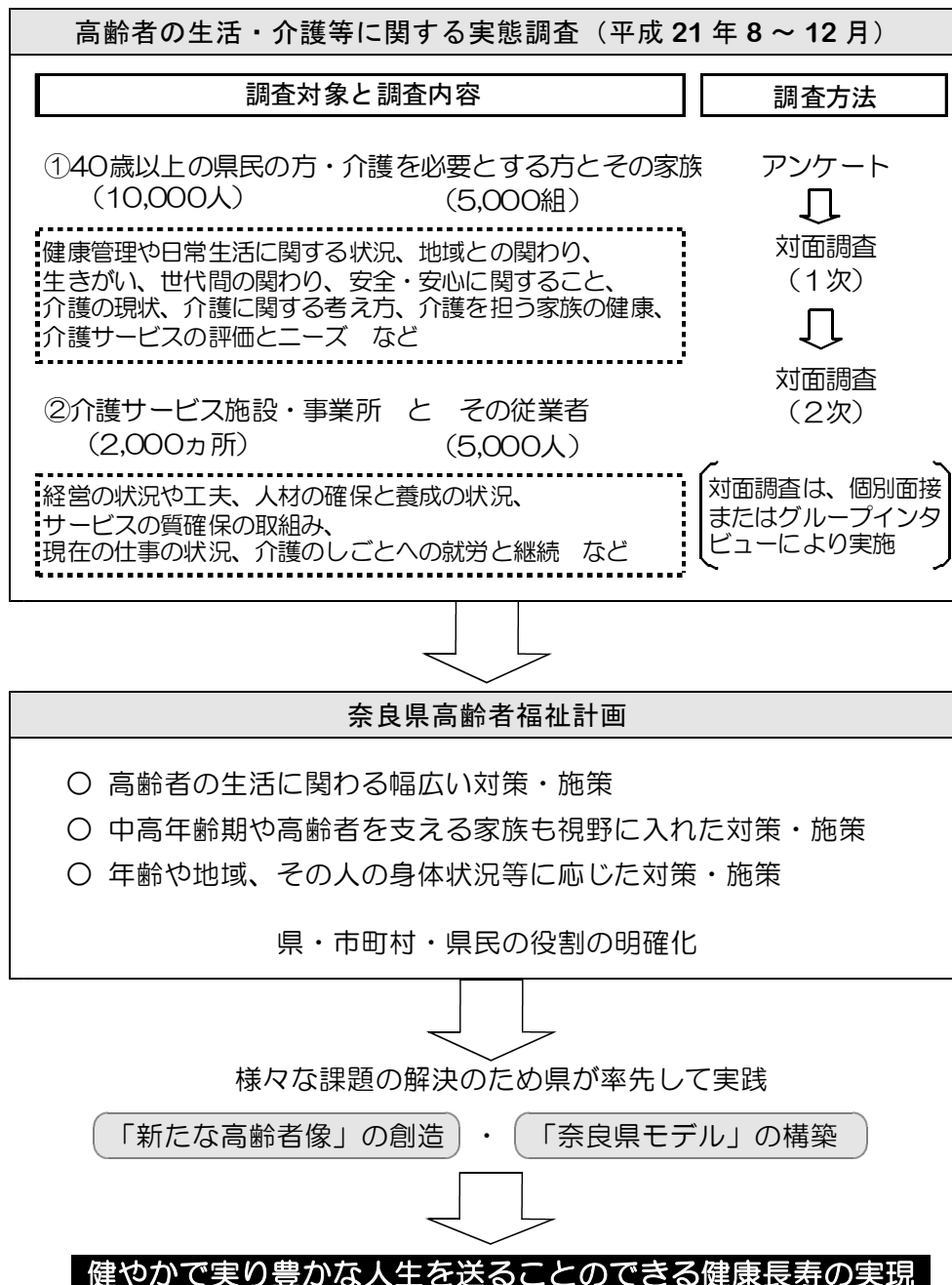
(3) 県民意見の反映

- ①奈良県高齢者の生活・介護等に関する実態調査の実施
- ②パブリックコメントの実施

この計画は、県の施策に関する基本的な計画決定及び重要な変更にあたることから、「奈良県パブリックコメント手続きに関する指針（平成 14 年 4 月 1 日施行）」に基づき、広く県民の意見を募集し、計画に反映させました。

4 計画の特徴

計画策定に先立ち、県民 2 万人以上を対象に「高齢者の生活・介護等に関する実態調査」を実施し、県民の生活・介護、介護事業者の運営、介護従事者の就業の実態を広範かつ綿密に調査しました。本計画は、この調査の結果により浮かび上がった県民像を出発点として編成するものです。



本計画においては、中高年齢期の元気な世代から、やがて介護を必要とすることを見据えた施策を体系的に表します。

5 計画実施のための役割分担

県は、市町村と連携し、県民や様々な関係機関のみなさまと協働して計画の実施に取り組みます。

県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念の実現に向けた戦略的な情報発信 ・ 広域的な実態把握と分析、住民の判断材料となる形での情報提供 ・ 地域活動の要となる組織・人材のネットワーク化の促進と支援 ・ 事業モデルの確立と県内への普及 ・ 広域的な基盤整備、市町村（保険者）の支援・広域調整 ・ 介護や福祉の事業者の経営支援、専門職の知識・技能の向上の支援
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における実情やニーズの把握と細やかな配慮に基づく対応 ・ 住民が利用しやすく、分かりやすい窓口の設置・運営 ・ 介護保険及び医療保険の着実かつ円滑な運営 ・ 高齢者の虐待防止や老人保護措置の的確な実施 ・ 地域に密着した介護サービス基盤の整備・運営 ・ 地域における住民の健康づくり・介護予防や生活支援の実践
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民自らが知識や技術を習得し、自身や身近な人の暮らしに活用 ・ 多様な組織やグループを通じて住民どうしや当事者どうしの支え合い ・ 介護や福祉の事業主体としての関わり <p style="text-align: center;">〔 県民が様々な組織やグループとして役割を担う場合、 「IV 施策の展開」において「民間」と表示します。 〕</p>

6 計画の実施期間

本計画の実施期間は、平成 22 年度及び平成 23 年度の 2 年間としますが、5 年後（団塊の世代がそろって高齢者となる平成 26 年度）を見据えた内容とします。また、第5期介護保険事業支援計画（平成 24 - 26 年度）の策定に合わせて内容の見直しを行います。

平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
(旧計画)	奈良県高齢者福祉計画				
第 4 期介護保険事業支援計画			第 5 期介護保険事業支援計画		